

○契約に係る取引停止等の措置細則

(平19細則第4号 平成19年5月7日)

改正 平26細則第57号 平成27年3月26日

平28細則第29号 平成29年1月20日

(目的)

第1条 この細則は、契約事務規則(平16規則第50号)第4条第2項及び第20条第4項に基づき、国立研究開発法人海洋研究開発機構(以下「機構」という。)が締結する請負、売買、賃借その他の契約(以下「契約」という。)に関し、取引停止等の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業者 文部科学省が定める建設工事の一般競争参加資格者名簿に登載された者、全省庁統一資格の資格審査により格付けされた者その他機構が発注する契約の相手方となる可能性を有する者をいう。
- (2) 取引停止 一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。
- (3) 契約担当役 会計規程(平16規程第6号。以下「規程」という。)第5条第1項第1号に規定する契約担当役、規程第5条第2項に規定する分任契約担当役及び会計事務規則(平17規則第49号)第3条に規定する代理契約担当役をいう。

(取引停止)

第3条 契約担当役は、業者が別表第1及び別表第2の各号(以下「別表各号」という。)に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号及びこの細則に定めるところにより期間を定め、当該業者について取引停止を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約担当役は、特に必要と認める場合には、当該業者について取引停止を行うことができるものとする。

3 前2項の規定に拘らず、契約担当役は、業者が別表各号の措置要件に該当することとなった場合であっても、当該業者が当該措置要件に該当することとなった日から、別表各号において定める期間のうち最長期間を経過した後は、当該事案について、取引停止措置は講じないものとする。

(下請負人に関する取引停止)

第4条 契約担当役は、前条第1項及び第2項の規定により取引停止を行う場合に

において、当該業者に、当該取引停止に関し責を負うべき下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人に対し、当該取引停止をされる業者の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を併せて行うものとする。

(共同企業体に関する取引停止)

第5条 契約担当役は、業者の共同企業体が第3条第1項及び第2項の規定に該当することとなった場合には、当該共同企業体の構成員たる各業者（明らかに当該取引停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該措置要件の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うものとする。

2 契約担当役は、第3条第1項及び第2項又は前条若しくは前項の規定による取引停止に係る業者を構成員に含む共同企業体の構成員たる他の業者について、当該措置要件の取引停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、取引停止を行うことができるものとする。

(取引停止の期間の特例)

第6条 業者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間のうち、最も長い最短期間及び最長期間をもって当該事案に係る取引停止の期間の最短期間及び最長期間とする。

2 業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合、取引停止の期間については、それぞれ別表各号に定める最短期間の2倍（当初の取引停止の期間が1ヶ月に満たないときは、1.5倍）の期間をもって、その最短期間とする。

(1) 別表各号の措置要件に係る取引停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（取引停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第2号まで又は第3号から第6号までの措置要件に係る取引停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第2号まで又は第3号から第6号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

3 契約担当役は、業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による取引停止の期間の最短期間に満たない期間を定める必要があると認めるときは、取引停止の期間を当該最短期間の2分の1の期間まで短縮することができるものとする。

4 契約担当役は、業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による最長期間を超える取引停止の期間を定める必要があるときは、取引停止の期間を当該最長期間の2倍（当該最長期間の2倍が24月を超える場合は24月）まで延長することができるものとする。

5 契約担当役は、取引停止の期間中の業者について、情状酌量すべき特別の事由

又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で取引停止の期間を変更することができるものとする。

6 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該業者について取引停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する取引停止の期間の特例)

第7条 契約担当役は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより取引停止を行う際に、業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の1に該当することとなった場合（第6条第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、当該各号に定める期間を取引停止の期間の最短期間とする。

- (1) 談合情報を得た場合、又は制文規定第3条に定める役職員（以下この条中において「役職員」という。）が談合があると疑うに足りる事実を知り得た場合で、業者が、当該談合を行っていないとの誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第3号イ、第4号又は第6号に該当したとき
それぞれ当該各号に定める最短期間の2倍の期間
- (2) 別表第2第3号から第6号までに該当する業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売入札妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）
それぞれ当該各号に定める最短期間の2倍の期間
- (3) 別表第2第3号又は第6号に該当する業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前2号に掲げる場合を除く。）
それぞれ当該各号に定める最短期間の2倍の期間
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第3号又は第6号に該当する業者に悪質な事由があるとき。（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）
それぞれ当該各号に定める最短期間に1ヶ月加算した期間
- (5) 役職員又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたときで、当該役職員又は他の公共機関の職員の容疑に関し、別表第2第4号から第6号までに該当する業者に悪質な事由が

あるとき。（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）
それぞれ当該各号に定める最短期間に1ヶ月加算した期間

（取引停止の通知）

第8条 契約担当役は、第3条第1項及び第2項又は第4条若しくは第5条各項の規定により取引停止を行い、第6条第5項の規定により取引停止の期間を変更し、又は同条第6項の規定により取引停止を解除したときは、当該業者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、第2号又は第3号により通知するものとする。

2 契約担当役は、前項に規定する通知をした場合は、理事長に報告するものとする。

（指名等の取消し）

第9条 契約担当役は、取引停止された業者について、現に競争入札の指名を行い又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名又は見積書提出依頼を取り消すものとする。

2 契約担当役は、前項に該当する場合でかつすでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札にいたっていない場合は、入札書等の受理を取り消すものとする。

（下請等の禁止）

第10条 契約担当役は、取引停止の期間中の業者が機構の契約に係る全部若しくは一部を下請けし、若しくは受託し、又は工事契約の完成保証人となることを認めないものとする。ただし、当該業者が下請けすること又は工事契約の保証人になることについて、機構が取引停止の期間の開始前に承認した場合は、この限りではないものとする。

（取引停止に至らない事由に関する措置）

第11条 契約担当役は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

（随意契約の相手方の制限）

第12条 契約担当役は、取引停止の期間中の業者であっても、特別な事情があると認められる場合は、当該事案に限り随意契約の相手方とすることができるものとする。

2 前項の規定のうち、文部科学省及び文部科学省の所管する法人（以下「他法人」という。）が取引停止措置を講じた業者を随意契約の相手方とする場合は、次の各号の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 当該業者がこれまで機構との契約に際し、他法人における業務不履行と同内容の不履行等を生じていないこと。
- (2) 他法人における取引停止内容に故意や悪意性が認められず、機構には影響しないと考えられること。
- (3) 機構において当該業者を随意契約の相手方とする、やむを得ない事情があること。

(雑則)

第13条 この細則に定めるもののほか、文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領又は建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領に基づき、又はその他の手続きにより競争参加について指名停止措置等を講じられた場合には、当該措置に準じ、取引停止措置を行うものとする。この場合、第8条に規定する取引停止の通知はしないものとする。

附 則

- 1 この細則は、平成19年5月7日から施行する。
- 2 この細則の施行の際、現に文部科学省所管における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領又は建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領により取引停止を受けている者の取り扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (平26細則第57号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平28細則第29号)

この細則は、平成29年1月20日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 機構発注の契約に係る一般競争、指名競争又は随意契約において、必要として求めた調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上 6ヶ月以内</p>
<p>(故意による粗雑な契約の履行)</p> <p>2 機構発注の契約の履行に当たり、故意により履行を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 6ヶ月以上 24ヶ月以内</p>
<p>3 他の公共機関における契約の履行に当たり、故意により履行を粗雑にしたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上 6ヶ月以内</p>
<p>(過失による粗雑な契約の履行)</p> <p>4 機構発注の契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき。(かしが軽微であると認められるときを除く。)</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上 6ヶ月以内</p>
<p>5 他の公共機関における契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上 3ヶ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた事故)</p> <p>6 機構発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。</p> <p>イ 工事関係者以外の者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えた場合</p> <p>ロ 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヶ月以上 6ヶ月以内</p> <p>2週間以上 4ヶ月以内</p>
<p>7 他の公共機関における契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったと認められるとき。</p> <p>イ 工事関係者以外の者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えた場合</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヶ月以上 3ヶ月以内</p>

<p>ロ 工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合</p>	<p>2週間以上 2ヶ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>8 第2号及び第4号に掲げる場合のほか、機構発注の契約の履行に当たり、契約に違反し、契約の相手方として不適切であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上 4ヶ月以内</p>
<p>(契約辞退)</p> <p>9 機構発注の契約に係る一般競争契約、指名競争契約において、落札の決定後に契約締結を辞退したとき（辞退したと認められるときを含む）又は随意契約において、互いの意思表示の合致があった後に、正当な理由に基づかず契約手続きを履行せず契約締結を辞退したとき（辞退したと認められるときを含む）。</p>	<p>当該辞退をしたとき 又は当該認定をした 日から 1ヶ月以上 9ヶ月以内</p>
<p>(妨害行為)</p> <p>10 次の各号に該当し、機構の契約及び履行に当たり、故意に妨害行為をしたと認められるとき。</p> <p>イ 落札者が契約を結ぶことを妨害した場合</p> <p>ロ 契約者が契約を履行することを妨害した場合</p> <p>ハ 監督及び検査に際し、係員の職務の執行を妨害した場合</p>	<p>当該認定をした日から 4ヶ月以上 12ヶ月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が機構の役員又は職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。以下「代表役員等」という。）</p> <p>ロ 業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で、イに掲げる者以外の者（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ハ 業者の使用人でロに掲げる者以外の者（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4ヶ月以上 12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上 9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上 6ヶ月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上 9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上 6ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上 3ヶ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 次のイ又はロに掲げる契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。（第6号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 機構発注の契約</p> <p>ロ 他の公共機関発注の契約</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3ヶ月以上 9ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上 9ヶ月以内</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>4 機構発注の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第6号に掲げる場合を除く。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p>

<p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>4ヶ月以上 12ヶ月以内</p> <p>3ヶ月以上 12ヶ月以内</p>
<p>5 他の公共機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる者が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。（第6号に掲げる場合を除く。）</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等又は使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3ヶ月以上 12ヶ月以内</p> <p>2ヶ月以上 12ヶ月以内</p>
<p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p> <p>6 機構又は文部科学省関係機関の契約に関し、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき。（当該契約に政府調達に関する協定（平成7年12月8日条約第23号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）</p> <p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。（代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）</p> <p>ロ 代表役員等又は一般役員等若しくは使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>6ヶ月以上 24ヶ月以内</p>
<p>（建設業法違反行為）</p> <p>7 次のイ又はロに掲げる契約に関し、業者が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>イ 機構発注の契約</p> <p>ロ 他の公共機関発注の契約</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2ヶ月以上 9ヶ月以内</p> <p>1ヶ月以上 9ヶ月以内</p>
<p>（不正又は不誠実な行為）</p> <p>8 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1ヶ月以上 9ヶ月以内</p>
<p>（その他）</p>	

9 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上 9ヶ月以内
--	------------------------------

別紙様式第1号

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 あて

契約担当役

国立研究開発法人海洋研究開発機構

契約担当役 理事

印

取引停止通知書

この度、貴社を下記のとおり、機構の契約について取引をしないこととしましたので通知します。

記

1. 取引停止の期間

2. 取引停止理由

別紙様式第2号

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

あて

契約担当役

国立研究開発法人海洋研究開発機構

契約担当役 理事

印

取引停止期間変更通知書

先に、平成 年 月 日付けをもって貴社の取引停止を行った旨通知したところでありますが、この度、下記のとおり当該取引停止の期間を変更しましたので通知します。

記

1. 変更後の取引停止の期間

2. 期間変更の理由

別紙様式第3号

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名 あて

契約担当役

国立研究開発法人海洋研究開発機構

契約担当役 理事

印

取引停止解除通知書

先に、平成 年 月 日付けをもって貴社の取引停止を行った旨通知したところでありますが、この度、当該取引停止を解除しましたので通知します。